

第2期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 趣旨

我が国の急速な少子高齢化の進行に対応するため、国においては、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）を制定し、国、地方が一体となって、中長期的な視点のもと、地方創生に取り組む必要が示されました。

この法律に基づき、本市においては、2060年までの将来展望を示した「四街道市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）及び2015年度（平成27年度）からの5年間の地方創生の取り組みを示した「四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第1期総合戦略」という。）を策定し、計画的な取り組みを推進してきたところです。

このたび、第1期総合戦略の計画期間が、2019年度（令和元年度）でその期間を終了することから、2020年度（令和2年度）からの地方創生の取り組みを切れ目なく推進するため、「第2期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）を策定するものです。

2 策定の方針

(1) 人口ビジョン

人口ビジョンは、策定当初の推計値と概ね同様に推移していることから、現「人口ビジョン」の枠組みを基本に、人口の現状分析を行うための基礎データ数値等を最新の数値に更新するとともに、必要に応じて、さらなるデータを加えた上で、策定時からの人口推移等の現状を整理・分析しながら、人口ビジョンを改定するものとします。

(2) 総合戦略

総合戦略は、2020年度（令和2年度）からの本市のまち・ひと・しごと創生の取り組みを体系的に示すものとし、策定に当たっては、第1期総合戦略における数値目標、重要業績評価指標（KPI）の達成状況等を検証の上、施策、事業の継続性を考慮し、本市の実情に応じた第2期総合戦略を策定するものとします。また、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び県の総合戦略を勘案し、総合戦略を定めるものとします。

3 対象期間

(1) 人口ビジョン

国の「長期ビジョン」及び千葉県の「千葉県人口ビジョン」と同様に、現在の人口ビジョンの目標年度である2060年までを対象期間とします。

(2) 総合戦略

2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間を対象期間とします。

4 策定体制

(1) 四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部

第2期総合戦略及び人口ビジョン（以下「第2期総合戦略等」という。）の策定に当たっては、市長を本部長とする「四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部」及び副市長を会長とする「四街道市まち・ひと・しごと創生推進委員会」において、組織横断的な調整、調査・検討を行うなど、地方創生を全庁的な取り組みとして進めるものとします。

(2) 四街道市総合計画審議会

第2期総合戦略等の策定に当たっては、本市のまちづくりの指針である総合計画との整合、調整を図る必要があること、また、広く市民や関係団体、外部有識者等の意見を把握する必要があることから、「四街道市総合計画審議会」において、必要な調査・審議を行い、各分野の専門的な知見を集約して、起草作業を進めるものとします。

(3) 市民参加等

第2期総合戦略の策定過程において、市民が参画した「四街道市総合計画審議会」への調査・審議のほか、広く市民等の意見やニーズの把握に努める必要があることから、市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施し、市民意見を踏まえた第2期総合戦略を策定するものとします。

5 策定スケジュール

人口ビジョンの修正及び総合戦略の策定は、2019年度（令和元年度）中に行うものとします。

- ・ 策定方針の決定（2019年11月中）
- ・ 人口ビジョンの更新案及び分析（2019年12月中）
- ・ 第2期総合戦略案（2020年1月中）
- ・ 市民意見提出手続（パブリックコメント）（2020年2月～3月）
- ・ 総合計画審議会（適宜開催）

6 その他

(1) 四街道市総合計画との関連性

2019年度（平成31年度）を開始年度とする「四街道市総合計画後期基本計画」は、少子化・高齢化により将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡への対応を主要な目的の一つとして、また、地方創生の考え方や取り組みを加えた計画として策定したものであり、人口減少克服・地方創生を目的とする総合戦略の基本的な考え方と一致しているものです。

このため、第2期総合戦略は、「四街道市総合計画後期基本計画」に位置付けられた施策等の継承を基本に、国・県の施策動向を踏まえながら、本市の実情に即した内容として策定するものとします。

(2) 進行管理

総合戦略においては、その着実な推進を図るため、PDCAサイクルに基づく適切な進行管理を行うものとします。また、地方創生関連交付金を受けた事業がある場合は、毎年度、事業の進捗状況等を把握するものとします。